

## 行政事業レビュー「公開プロセス」とりまとめ結果

○日時：平成28年6月27日（月）10:00～17:30

○場所：中央合同庁舎第3号館4階 特別会議室

コマ数	＜担当局＞ 事業名	とりまとめ結果
1	＜総合政策局＞ 交通運輸技術開発推進制度	<p style="text-align: center;">「事業内容の一部改善」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・研究課題の選考にあたっては、ビジネスの観点も取り入れ、実用化によって得られる経済性の観点も評価の対象とするべき。</li> <li>・研究成果の測定方法として、実用化に至るマイルストーンの設定（実用化に向けた道行きと現段階の明示化）を検討するべき。</li> <li>・横断的・挑戦的な研究開発を実施することを明確化し、政策課題の抽出、研究課題の設定、成果の普及・実用化が社会のニーズに沿ったものとなるように、現場を所管する部局との更なる連携を図るべき。</li> <li>・継続課題の公募手続きや契約方法等については、無駄削減の観点からの見直しを検討すべき。</li> </ul>
2	＜住宅局＞ 公的賃貸住宅長寿命化モデル事業	<p style="text-align: center;">「事業全体の抜本的な改善」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本事業の立地については、費用対効果を検討し、抜本的に見直すべき。</li> <li>・費用対効果を加えるために、評価委員会の構成を変更するなど必要。</li> <li>・人口減少の中で、民間ストックの活用も合わせて公営住宅を改修してストックを維持していく合理性を十分検討すべき。</li> <li>・若年層の対策も十分考慮すべき。</li> <li>・郊外に住宅団地が残ることの社会的・行政的コストも考慮すべき。</li> </ul>
3	＜自動車局＞ 環境対応車普及促進対策、地域交通のグリーン化を通じた電気自動車の加速度的普及促進	<p style="text-align: center;">「事業内容の一部改善」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・次世代自動車を普及させるため、例えば、防災計画に位置づけるなど、他の政策目的との更なる連携を図るべき。</li> <li>・第二段階においても、低炭素街づくり計画や地域交通網形成計画等地域の計画に位置づけられているものを優先的に採択するなど効果的に実施するべき。</li> <li>・最終的にはCO2の削減効果という共通の目標に収れんしていくものであり、両事業をより効率的に運用するため、その合理性について十分に検討した上で、両段階の補助を一体的に運用し、シームレス（中間段階も含む）にすることなどを検討するべき。</li> </ul>
4	＜土地・建設産業局＞ 地価公示	<p style="text-align: center;">「事業全体の抜本的な改善」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一者応札となっているシステムの発注について、すでに取得しているプログラムの公開やクラウドの活用等の見直しを進めるべき。</li> <li>・その上で、他の公的主体からの情報提供や統計的手法（ビッグデータ）の活用等によって、調査方法の合理化を図ることも検討すべき。</li> </ul>
5	＜港湾局＞ 港湾公害防止対策事業	<p style="text-align: center;">「事業全体の抜本的な改善」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の長期化、繰り返しを防ぐため、総合的な雨水マネジメント等パッケージでとらえ、汚染源対策、下水道政策などとの更なる連携などにより、効果的・効率的に事業を推進するべき。</li> <li>・アウトカム指標として、例えば、事業前後での水質浄化や底質改善を示すなど、事業の成果や達成度が国民に分かりやすいものとするべき。</li> <li>・コスト縮減のため、年度ごと及び計画全体のコスト管理をしっかりと行っていくべき。</li> </ul>
6	＜都市局＞ 地下街防災推進事業	<p style="text-align: center;">「事業内容の一部改善」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・執行率・目標達成率が低い現状に照らし、事業の対象について、優先順位を設け、メリハリをつけて取り組むべき。</li> <li>・その上で、自治体や民間等、関係者の役割分担を整理した上で、地下街における安全性確保の取り組みを強力に促す仕組みについて検討すべき。</li> </ul>
7	＜観光庁＞ 国際会議等（MICE）の誘致・開催の促進	<p style="text-align: center;">「事業内容の一部改善」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ユニークベニユーの利用促進のためには、利用時間、飲食の持ち込み条件などの様々な規制や慣習などを解決する必要があり、大学、博物館、経済団体、関係省庁などとの更なる連携を図るべき。</li> <li>・MICEの意義・効果について、広く関係者に分かりやすく説明する広報活動を行っていくことに加え、地域などの関係者にとってMICEの誘致・開催のインセンティブとなり、ビジネスとして展開していくことを促進するような取組（成果目標としての経済波及効果の公表など）を行っていくべき。</li> <li>・主体的にMICEの誘致・開催に関わる専門家の育成を図っていくべき。</li> </ul>